

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部告示第3号

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防職員採用候補者試験結果の開示に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和5年6月20日

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防長 杉山英世

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防職員採用候補者試験結果の開示に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部が実施する職員採用候補者試験の結果を受験者本人に開示することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求の対象となる試験)

第2条 開示請求の対象となる試験は、次の各号に掲げる試験とする。

- (1) 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防職員の任用に関する規則（平成13年会津若松地方広域市町村圏整備組合規則第5号）第3条に規定する競争試験
- (2) 会津若松地方広域市町村圏整備組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年会津若松地方広域市町村圏整備組合条例第3号）第2条に規定する選考
- (3) 会津若松地方広域市町村圏整備組合会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年会津若松地方広域市町村圏整備組合

規則第5号) 第4条に規定する競争試験又は選考

(開示請求者)

第3条 開示請求をできる者は、前条各号に規定する試験を受験した者であって、当該試験の不合格者とする。

(開示内容)

第4条 開示する内容は、不合格者本人に係る当該試験の順位及び得点とする。

(開示請求)

第5条 当該試験の結果の開示請求は、不合格者本人が口頭により行うものとする。

(開示請求期間)

第6条 開示請求をできる期間は、当該試験の合否の結果を告示した日から起算して1月間とする。

(開示方法)

第7条 当該試験の結果の開示方法は、不合格者本人に対し、閲覧により行うものとする。

2 当該試験の結果の開示場所は、消防本部総務課において行うものとする。

(本人確認)

第8条 不合格者本人であることの確認は、原則として当該試験の受験票により行うものとする。

(費用等)

第9条 当該試験結果の開示に係る費用等は、無料とする。

(調整)

第10条 この要綱の規定は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条に基づく開示請求を行うことを妨げるものではない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に廃止前の会津若松地方広域市町村圏整備組合個人情報保護条例（平成21年会津若松地方広域市町村圏整備組合条例第3号）第18条に規定する口頭による開示請求に係る手続については、なお従前の例による。